平成２５年（フ）第２４号
群馬県桐生市天神町１丁目７番38号　アイビースクウェア105号
債務者　小暮　利幸
1　決定年月日時　平成25年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２５年（フ）第３７号
長野県松本市並柳４丁目13番４号　丸山アパート２階３号室
債務者　喜多　正俊
1　決定年月日時　平成25年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第４６号
長野県松本市南松本２丁目７番７号　レジデンス南松本103号室
債務者　纐纈　正明
1　決定年月日時　平成25年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第１５号
長野県飯田市愛宕町2683番地１　大矢ハイツ２号
債務者　森田　光夫
1　決定年月日時　平成25年４月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第１６号
長野県飯田市大門町3827番地１
債務者　阿部　寛子
1　決定年月日時　平成25年４月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２５年（フ）第６号
愛媛県西予市宇和町卯之町２丁目613番地神領団地11号
債務者　進藤　康幸
1　決定年月日時　平成25年４月５日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２５年（フ）第１４９号
熊本市南区近見３丁目７番50号
債務者　藤原　道江
1　決定年月日時　平成25年４月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１８１号
熊本市北区高平３丁目31番６号　Ｙハウス306
債務者　下田　幸村
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１８５号
熊本市西区中原町1300番地
債務者　流川　千鶴
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１８８号
熊本市西区田崎３丁目８番１―401号、住民票上の住所熊本市西区春日７丁目19番18号石橋アパート１―１号
債務者　本田由紀子
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第４９２号
横浜市戸塚区小雀町1920番地８
債務者　麓　　啓太
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５１８号
横浜市南区新川町２丁目４番地22　コスモパレス吉野町502号
債務者　大橋　昭博
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５４３号
神奈川県大和市上和田2887番地３　アンプルールブワｏｇａｗａ　Ｉ―101
債務者　山崎由加理
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５４５号
横浜市神奈川区三ツ沢中町12番30号　ピュアハウスメロディー102号
債務者　大鷲　孝行
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月30日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月31日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５４２号
川崎市川崎区池田１丁目12番５―601号　カーサアレグリア
債務者　鬼島佳津子
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成25年６月４日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続終結

平成２４年（フ）第１０４７号
東京都小平市小川東町４丁目３番２―115号
破産者　三木　征行
1　決定年月日　平成25年４月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所立川支部民事第４部